

平成 30 年 5 月 1 日

委託契約における公共工事設計労務単価等の改定（平成 30 年 3 月）に 伴う特例措置の取扱いについて

平成 30 年 3 月 1 日以降に契約を締結する委託契約のうち「下水道管等保守」、「道路・公園清掃」、「公園緑地等管理」の中で公共工事設計労務単価を適用して積算しているもの及び「設計・測量・地質調査」の中で設計業務委託等技術者単価を適用して積算しているものについては、契約日時点で最新の基準日の単価に基づく契約に変更する特例措置を実施することとしています。

※平成 30 年 2 月 26 日「委託契約における公共工事設計労務単価等の改定（平成 30 年 3 月）に伴う特例措置の実施について」参照

※最新単価は市況により上下するものであり、本措置は契約金額が増額することを保証するものではありません。

このうち、財政局契約第二課で入札又は見積徴収を行う案件のうち特例措置の対象外となるものについて入札公告等にその旨を記載することとしていましたが、平成 30 年 5 月 1 日以降に公告又は見積徴収を行うものについては、すべて新年度単価で積算しており特例措置の対象とならないため、特例措置の対象外となる旨についての入札公告への記載を終了します。

また、各区局で発注する案件についても、特例措置の対象か否かについてのお知らせについても、同様に終了します。

なお、特例措置の対象となっている委託契約の受託者の方々へは、順次発注担当課より今後の手続きについて連絡いたしますのでお待ちください。

【お問い合わせ先】

（特例措置の実施に関すること）

財政局公共施設・事業調整課 電話 045-671-2025

（契約手続きに関すること）

財政局契約第二課 電話 045-671-2186・2250